

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	郡上市

# 郡上市鳥獣被害防止計画

(令和4年度～令和6年度)

## <連絡先>

担当部署名 郡上市農林水産部農務水産課・林務課  
所在地 岐阜県郡上市八幡町島谷228番地  
電話番号 0575-67-1121  
FAX番号 0575-66-0157  
メールアドレス noumu@city.gujo.lg.jp  
rinmu@city.gujo.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対策地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、アナグマ、カラス、カワウ
計画期間	令和4年度～令和6年度
対象地域	郡上市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年）

① 農業

鳥獣種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害金額（千円）	被害面積（ha）
イノシシ	水稲、穀物(そば・麦等)、 野菜(サツマイモ・かぼ ちゃ・トウモロコシ等)、 果物（スイカ等）	4,436	3.2
ニホンジカ	水稲、穀物(そば・麦等)、 野菜(大根・白菜・大豆 等)、南天、お茶、樹木	10,411	11.3
ニホンザル	水稲、穀物(そば・麦等)、 野菜(サツマイモ・かぼ ちゃ・トウモロコシ等)、 果物（栗・柿等）	7,596	3.3
ハクビシン ※1 ヌートリア ※2 アナグマ ※3 アライグマ ※4	野菜(サツマイモ・トウ モロコシ・トマト等)、果 物（スイカ・イチゴ等） 水稲	2,593	1.1
カラス	水稲、野菜(かぼちゃ・ト ウモロコシ・トマト等)、 果物（スイカ・柿等）	1,462	0.8

（「令和3年度郡上市鳥獣被害調査（農作物）」より）

- ※1 ハクビシン、ヌートリア、アナグマの小型哺乳類は被害作物や防除対策が類似していることから、1つのグループとして取り扱う。
- ※2 ヌートリアは、繁殖力が強く年数回の出産により個体数の急激な増加による、被害拡大の恐れがある。目撃情報の報告が多く寄せられていることから、対象鳥獣とした。
- ※3 アナグマは、穴を掘る特性があることから、防護柵を施した農地に進出し被害を及ぼすケースが報告されている。被害対策の妨げにもなるため対象鳥獣とした。
- ※4 アライグマは、餌条件の良い場所に多くの個体が集まり、一旦被害が発生すると急激に被害が拡大する恐れがある。目撃情報が多く寄せられていることや、有害捕獲許可・実績より対象鳥獣とした。

② 林業

鳥獣種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		被害形態	被害面積 (ha)
ニホンジカ	スギ	食害	0.97

(「令和3年度岐阜県森林病虫害等調査報告」より)

③ 水産業

鳥獣の種類	被害の現状			
	魚種	被害数値		
		延飛来羽数※1	補食量 (kg) ※2	被害量 (kg)
カワウ	アユ	19,440	0.2	3,888

※1 カワウ1日当たりの飛来羽数80羽、飛来期間は産卵期を除く243日(10月~5月)とする。

※2 カワウ1日捕食量0.5kg、アユ割合40%、1日アユ捕食量を0.2kgとする。  
(令和3年度郡上漁業協同組合より聞き取り調査)

④ その他

鳥獣種類	被害の現状	
	被害内容	被害数値
		被害件数 (件)
ニホンジカ	衝突 (物件) 事故	24

(令和3年度郡上警察署より聞き取り調査)

## (2) 被害の傾向

郡上市は、約1,030平方キロメートルと広大な市域を有し、森林が約9割を占める中山間地域である。森林の高い水源かん養能力に加え海拔高低差も大きいことなどから様々な動植物が生息しており、野生鳥獣の繁殖力の高まり等の理由により生息域の拡大、個体数増加の傾向にある。

【農業】 令和3年の鳥獣被害総額は約3,033万円で前年対比61.2%と大きく減少しているが、令和2年までは増加傾向にあったことを考慮し、引き続き対策強化を図る必要がある。鳥獣別の被害状況では、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルによる被害が全体の約8割を占め、市内全域で発生している。特に、これまで出没が少なかった北部地域での被害が増加しており、抜本的対策が必要である。イノシシによる被害は3年連続で減少しており豚熱(CSF)による影響(頭数減)が考えられる。

【林業】 皆伐地でのニホンジカによる食害は市内全域で発生しており、植栽や萌芽による更新を妨げている。これにより、植栽意欲の減退や防除対策による植栽費用の増大をまねき、未更新地の増加につながっている。また、生息密度が高い地域の森林では、食害によってシカの口が届く高さの枝葉や下層植生が消失している場所もあり、このような場所では未更新地と同様に土壌の流出等による森林公益的機能の発揮に影響を与える恐れがある。

成林したヒノキ等の皮剥ぎ被害の報告も受けている。

【水産業】 カワウによる被害は、長良川及び和良川において魚類全般に発生しており、特にアユが深刻で放流稚魚から産卵期を迎えた成魚まで被害が発生している。また、養殖水田の錦鯉の稚魚にも被害が及ぶとの報告を受けている。さらに、近年ではカワアイサによる被害も問題となっており、県と連携して対策を講じる必要がある。H27.12.15には郡上市を含む長良川上中流域の4市が世界農業遺産「清流長良川の鮎」に認定され、人の生活、水環境及び漁業資源が相互に関連する長良川システムの保全と継承に努めている。

【その他】 野生鳥獣が及ぼす被害の中でも被害金額に換算されていない次の事項については、各種産業における生産コストの増大や経営意欲の低下を招き、生産基盤の適正管理に悪影響を及ぼす大きな要因となっている。また、集落付近への出没による人身危害の発生も危惧される。

- ・自動車との衝突事故(イノシシ、ニホンジカ)
- ・畦畔、農道、法面など農業用施設や山裾の斜面の掘り起こし、これに伴

う人家等への落石などの被害が発生している。(イノシシ)

- ・庭木などの食害(ニホンジカ)
- ・人家への侵入(ニホンザル)
- ・集落内のゴミ集積場を荒らすことによる環境被害、糞害等(カラス)

(3) 被害の軽減目標

①農業

指 標	現状値(令和元年度～令和3年度 の平均値) 面積・金額	目標値(令和6年度) 面積・金額
イノシシ	農業：4.6ha 6,283千円	農業：3.25ha 4,398千円
ニホンジカ	農業：12.5ha 11,387千円 林業：0.97ha	農業：8.75ha 7,971千円 林業：0.68ha
ニホンザル	農業：6.4ha 14,709千円	農業：4.5ha 10,296千円
ハクビシン ヌートリア アナグマ アライグマ	農業：1.0ha 2,274千円	農業：0.6ha 1,480千円
カラス	農業：0.9ha 1,847千円	農業：0.64ha 1,293千円
カワウ	水産業：飛来羽数 19,440羽 アユ被害量 3.89t	水産業：飛来羽数 13,600羽 アユ被害量 2.73t

※1 現状値の約70%を目標とした。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郡上市鳥獣被害対策実施隊により銃器及びわなによる捕獲を実施。獣種に応じた単価を設定し、捕獲者に奨励金を交付している。</li> <li>※1</li> <li>・特に、増加したニホンジカについては個体数調整事業※2により適正な生息水準となるべく管理捕</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢により銃猟免許の更新をしない所持者や捕獲活動をやめる所持者が増加しており、新規銃猟免許取得者を上回る状況から、銃猟免許者が減少している。</li> <li>・狩猟免許所持者の技術維持・向上のための支援が必要である。</li> <li>・捕獲体制の整備支援により地域</li> </ul>

	<p>獲を推進している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ニホンジカ及びイノシシの捕獲を推進するために地域住民が連携して、くくり罠等を活用した捕獲体制の整備を図るための整備支援事業※3を実施している。</li> <li>・第1種銃猟免許の取得に対する支援事業※4を実施している。</li> <li>・旧町村ごとに捕獲活動を実施していたが、一部において旧町村間で連携した捕獲を実施している。</li> <li>・ニホンザルなどの生息地及び被害が拡大しており、生活環境、農林水産業への被害に対処するため、捕獲わなの整備事業※5を実施するとともに、郡上市有害鳥獣対策地域力支援事業※6により、捕獲檻を購入し設置した場合に補助金を交付している。</li> </ul>	<p>ぐるみで捕獲に取り組む体制が市内各地に整ったが、担い手となる地域住民が年を重ね、新たな担い手もないことから、捕獲活動が大きな負担となっている。</p>
<p>防護柵の設置等に関する取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鳥獣被害防止総合支援事業※7を活用し、鳥獣被害防止柵（恒久柵）を設置する事業主体に対し補助金を交付している。</li> <li>・郡上市有害鳥獣対策地域力支援事業※6により、防除柵を設置した農業者や地域独自で実施する防除対策に対し補助金を交付している。</li> <li>・モンキードッグの現地訓練を通じ、飼主に対し助言指導を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防護柵設置後の管理、特に電気柵周辺の定期的な草刈り等の徹底が求められる。</li> <li>・増加傾向にある耕作放棄地の解消と、草刈り等の徹底が求められる。</li> <li>・放置果樹や放置野菜等による、無意識的な餌付け防止の取り組みが必要である。</li> </ul>

- ※1 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（市による事業）
- ※2 ニホンジカ個体数調整事業（市による事業）
- ※3 わな捕獲を中心とした捕獲体制整備支援事業（協議会による事業）
- ※4 森林・林業人材育成事業（市による事業）
- ※5 鳥獣被害防止総合支援事業・推進事業（協議会による事業）

- ※6 有害鳥獣対策地域力支援事業（市による事業）
- ※7 鳥獣被害防止総合支援事業・整備事業（市による事業）

### （5）今後の取組方針

#### 1. 捕獲及び防除の推進

・集落ぐるみで野生鳥獣の捕獲及び集落に寄せ付けない総合的な環境づくり（追い上げ・追い払い活動、緩衝帯の設置、防護柵の設置・管理、農地等の作物残渣や未収穫野菜の適正処分、放置果樹の除去などの誘引原因の除去）に向けた体制整備の推進を行う。

・新たな防護柵の設置には国県等の補助事業を活用する。また、市補助事業（有害鳥獣対策地域力支援事業等）により地域住民が実施する防除対策に対する支援を行う。

・捕獲活動の軽減に向け、ICT 機器を活用した新技術等の導入について検討する。

#### 2. 被害防止対策の人材育成

・狩猟免許新規取得者増加のための広報活動（狩猟免許試験等の案内）を行う。

・市補助事業（森林・林業人材育成事業）により新規に第1種銃猟狩猟免許を取得する者に対する支援を行う。

#### 3. 被害防止対策の情報の提供及び収集

・農林水産関係機関が連携して情報収集に努め、郡上市農業振興大会や広報誌等で住民に対する情報提供や啓発活動を実施する。

#### 4. 被害状況の把握

・郡上市鳥獣被害調査、市民からの目撃情報、郡上市鳥獣被害対策実施隊からの情報及び現場確認により被害の実態を的確に把握するとともに、迅速な被害対策を講じる。

#### 5. 捕獲獣の資源活用

・獣肉利活用団体と連携支援・協力し、イノシシ、シカの地域資源としての有効活用を行うとともに、消費拡大、利活用促進を図るため、ジビエ料理を契機として市民の鳥獣害に対する理解を高める。

### 3. 対象鳥獣の捕獲に関する事項

#### （1）対象鳥獣の捕獲体制

郡上市鳥獣被害対策実施隊において捕獲するほか、わなに関しては補助者制度を活用し、地域ぐるみによる捕獲、被害地の確認やわな設置個所の見回りなどを実施する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害地域において捕獲者がいない場合は、郡上市鳥獣被害対策実施隊（市猟友会）と連携して対応する。場合によっては地域ぐるみによる捕獲体制の整備に対し支援を行う。</li> <li>・狩猟免許取得のための事前講習会（県、県猟）の開催を広く市民に周知し狩猟免許所持者を確保する。</li> <li>・市猟友会と連携し、新規会員への支援による会員の拡大及び育成を図る。</li> <li>・新規で第1種銃猟狩猟免許を取得する者に対する支援を行う。</li> <li>・郡上有害鳥獣対策地域力支援事業により捕獲檻の購入補助を行う。</li> </ul>
令和5年度	アライグマ ヌートリア アナグマ カラス カワウ	
令和6年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>野生鳥獣の個体数及び生息区域は拡大しつつあり、農作物等への被害については各種対策により令和3年度は減少に転じたが令和2年度までは増加傾向にあり、依然として多くの被害が発生していることから、被害の軽減を図るための対策として有害鳥獣捕獲を積極的に行う必要がある。捕獲計画については、過去3年間（令和元年度～令和3年度）の捕獲実績を踏まえて設定する。</p> <p>なお、アライグマ、ヌートリア、カワウについての捕獲実績は少ないが急激な被害拡大の恐れがあることから捕獲対象獣として計画する。</p>

【過去3年間の捕獲実績】

対象鳥獣	捕獲実績（頭、羽）		
	令和元年度	令和2年度	令和3年度
イノシシ	410	204	202
うち被害防止捕獲	292	121	139



	うち個体数調整捕獲	54	17	22
	うち指定管理捕獲	64	66	41
ニホンジカ		2,166	2,894	3,281
	うち被害防止捕獲	1,339	1,794	1,362
	うち個体数調整捕獲	827	1,100	1,919
	うち指定管理捕獲	0	0	0
ニホンザル		339	343	155
ハクビシン		30	73	23
アライグマ		9	17	7
ヌートリア		1	2	2
アナグマ		32	62	54
カラス		46	75	55
カワウ		7	0	0

\*令和3年度の実績は、令和4年3月10日現在の捕獲数

対象鳥獣	捕獲計画（頭、羽）			
	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
イノシシ	400	500	800	
	うち被害防止捕獲	300	350	500
	うち個体数調整捕獲	0	0	0
	うち指定管理捕獲	100	150	300
ニホンジカ	3,500	3,500	3,500	
	うち被害防止捕獲	2,000	2,000	2,000
	うち個体数調整捕獲	1,500	1,500	1,500
	うち指定管理捕獲	0	0	0
ニホンザル	400	400	400	
ハクビシン	50	50	100	
アライグマ	10	10	30	
ヌートリア	10	10	10	
アナグマ	50	80	100	
カラス	200	200	200	
カワウ	50	50	50	

<p>捕獲等の取組内容</p> <p>市猟友会員の中から郡上市鳥獣被害対策実施隊員を任命し、有害鳥獣の捕獲を継続的に実施する。捕獲手段は銃器及びわなを使用する。</p> <p>捕獲の実施場所は被害の発生状況によるが、被害地域を中心に市内全域において行うこととする。また、特に被害が顕著な鳥獣においては、個体数調整を行うなどして、積極的な捕獲に努める。</p> <p>地域ぐるみの捕獲体制整備などにより狩猟免許取得者の確保に努めるとともに、地域ぐるみによる捕獲・防除を推進する。</p>
--

<p>ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容</p> <p>急傾斜等が多い郡上市では、遠隔射撃が可能なライフル銃を使用することを許可している。県の許可と市の許可と併せて、年間を通じて使用予定である。捕獲予定場所は、郡上市一円である。（狩猟期における特定猟具（銃）使用禁止区域を除く。）</p>
--

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当無し	該当無し

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ヌートリア アナグマ カラス カワウ	鳥獣被害防止総合対策事業等を活用し、ワイヤーメッシュを利用した恒久柵 1,526メートルを大和、白鳥、明宝地区に整備。 その他の地区については市単独補助制度による支援を行う。	引き続き、市単独補助制度により防除柵整備を支援。 鳥獣害防止総合対策事業等の国県等補助事業を活用し金網、ネット、ワイヤーメッシュを利用した恒久柵等約1,740メートルを大和、美並、明宝地区に整備予定。	引き続き、市単独補助制度により防除柵整備を支援。 鳥獣害防止総合対策事業等の国県等補助事業を活用し金網、ネット、ワイヤーメッシュ及び電気を利用した恒久柵等約5,000メートルの整備を行う。

##### (2) 侵入防止策の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和4年度	令和5年度	令和6年度
イノシシ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン アライグマ ヌートリア アナグマ カラス カワウ	防除対策の方法や防除柵の適正な管理方法等を再認識する機会としての勉強会や現地研修会を開催 ・モンキードッグによる追い払いを実施	新たな防除対策等の勉強会や現地研修会、また地域状況を把握するための懇談会等を実施	新たな防除対策等の勉強会や現地研修会、また地域状況を把握するための懇談会等を実施

5. 生息環境管理その他被害防止政策に関する事項

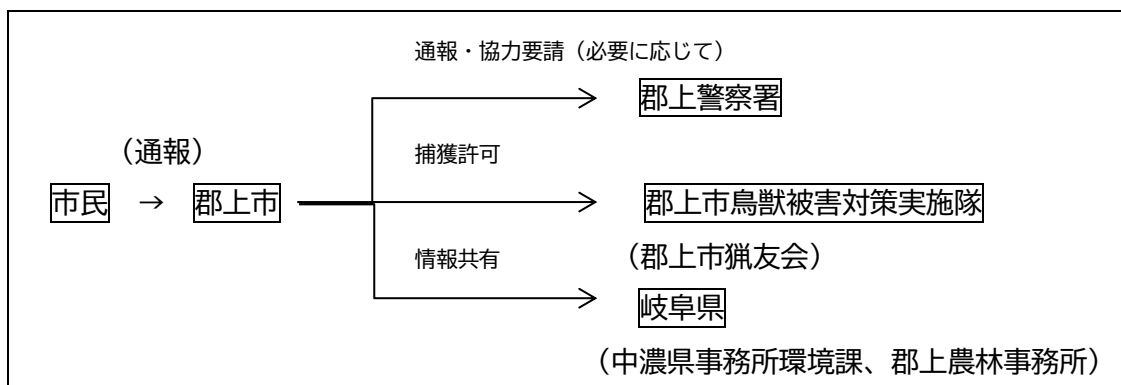
年度	対象鳥獣	取組内容
令和4年度	イノシシ ニホンジカ ニホンザル	・緩衝帯の整備や耕作放棄地の解消、追い払い活動等地域住民が主体となった体制づくり
令和5年度	ハクビシン アライグマ ヌートリア	・緩衝帯の整備や耕作放棄地の解消、追い払い活動等地域住民が主体となった体制づくり
令和6年度	アナグマ カラス カワウ	・緩衝帯の整備や耕作放棄地の解消、追い払い活動等地域住民が主体となった体制の確立

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
郡上市役所	・市民への広報及び市民の安全の確保 ・有害鳥獣捕獲許可
郡上市鳥獣被害対策実施隊	・有害鳥獣捕獲の実施 ・有害鳥獣被害防止のための市内パトロール及び追い払いの実施
郡上警察署	・捕獲協議 ・市民への広報及び市民の安全の確保
中濃県事務所	・捕獲協議 ・有害鳥獣の捕獲に関する助言
県郡上農林事務所	・鳥獣被害防止対策に係る助言

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した対象鳥獣は速やかに埋設処分することを原則とし、有害許可で捕獲した鳥獣については、市火葬場で焼却処分することができるものとする。ただし、学術研究、自家消費、または食用として利活用する場合はこの限りではない。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	味付け肉、ハンバーグ、フランク等 約 1.8t 目標値 2t
ペットフード	犬用 約 950 kg 目標値 1t
皮革	無
その他(油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	無

(2) 処理加工施設の取り組み

関係法令を遵守し「ぎふジビエ衛生ガイドライン」等を参考として利活用するなど、獣肉利活用団体と連携支援・協力し、捕獲した鳥獣を資源として有効活用するための調査・検討を行う。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取り組み

獣肉利活用団体と連携支援・協力し、捕獲から処理加工までの衛生管理等に携わるものの育成等に取り組むための調査・検討を行う。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	郡上市鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
郡上市猟友会	有害鳥獣に関する専門知識等の提供及び捕獲に関する助言
郡上市鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣に関する情報の提供、被害状況の現地確認及び捕獲の実施、捕獲体制等に関する助言
郡上市議会	市内の被害状況及び住民の意見の集約
郡上市農業委員会	市内各地区の被害状況の把握及び各地区住民の意見の集約
郡上森林組合	有害鳥獣に関する情報の提供、森林被害状況の把握及び森林所有者等の意見の集約
郡上漁業協同組合	有害鳥獣に関する情報の提供、漁業被害状況の把握及び水産業者等の意見の集約
J Aめぐみの	有害鳥獣に関する情報の提供、市内農地被害状況の把握及び農業者等の意見の集約
市内農事改良組合	各地区被害状況の把握及び被害情報等の提供、防除柵等の実証実験への協力
農業関係等団体	有害鳥獣に関する情報及び各地区における農作物被害情報等の提供
林業関係団体	有害鳥獣に関する情報及び各地区における森林被害情報等の提供
畜産関係団体	有害鳥獣に関する情報及び各地区における飼料作物被害情報等の提供
水産関係団体	有害鳥獣に関する情報及び各地区における水産被害情報等の提供
獣害防除柵管理団体	有害鳥獣及び防除柵等に関する情報の提供、防除柵の設置及び管理、効果の確認
獣肉利活用団体	野生獣を地域資源としての有効活用の検討
郡上市（農林水産部）	協議会の事務運営（事務局）、関係機関の連絡調整

(2) 関係機関に関する事項（被害対策支援機関）

関係機関の名称	役割
岐阜森林管理署	国有林に関する情報の提供及び被害状況の把握
中濃県事務所	有害鳥獣に関する情報の提供及び捕獲に関する助言
県郡上農林事務所	有害鳥獣に関する情報の提供及び防除体制の構築、実証実験の実施等対策支援
郡上警察署	有害鳥獣に関する情報の提供、生活安全及び交通安全に対する対策支援
岐阜県農業共済事務組合中濃支所	有害鳥獣に関する情報の提供、防除及び捕獲対策に対する対策支援

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日： 平成26年3月27日 隊員数： 345名（令和3年12月31日任命） 編成： 鳥獣被害対策実施隊員は、郡上市猟友会の会員のうち、市長が指示する対象鳥獣の捕獲や被害防止対策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者で、市長が任命する者とする。なお、郡上市猟友会役員会を郡上市鳥獣被害対策実施隊本部会とし隊長1名、副隊長1名を本部会の互選により選出する。
--

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

他の鳥獣による被害が発生した場合は関係機関と協議のうえ、効果的な対策の実施に努める。
--

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

該当なし
------